

I D

西暦 年 月 日

様

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人 マグノリア 2000
居宅介護支援センター さとの花

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 マグノリア 2000
(2) 法人所在地 群馬県高崎市乗附町208番地
(3) 電話番号 027-321-2000
(4) 代表者氏名 理事長 黒澤 功

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援センターさとの花
所在地	群馬県高崎市乗附町208番地
電話番号	027-321-2000 / 090-8013-3376
事業所番号	1070201049
指定事業種別	居宅介護支援
サービス提供地域	旧高崎市

(2) 事業の目的

介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができる様に支援します。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日、祝祭日、及び年末年始（12/31～1/3）
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時30分

※営業時間外の対応 上記営業時間外においても、電話による介護支援専門員との連絡体制を24時間体制で確保しております。

(5) 職員体制

- 管理者 1名
介護支援専門員 3名

3. 利用料

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担は、ありません。

※利用者の保険料滞納のため、法廷代理受領が、できなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1ヶ月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行します。後日高崎市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

(2) 加算料金等の種類

重要事項別紙のとおり

(3) その他の費用

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の2種類があります。

(Ⅰ) 事業所から片道10km以上 20km 以下

(Ⅱ) 事業所から片道20kmを超えた場合は1km増えるごとに加算

(4) 解約料

契約後で既に居宅計画の利用者は、いつでも契約を解除することができます。ただし、契約後に居宅サービス計画の作成途中で解約した場合は、交通費の実費をいただくことがあります。

4. サービスの利用方法

(1) サービス利用の開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出いただければ、いつでも解約できます。

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合、終了1ヶ月前に文書で通知するとともに地域の他の居宅支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が、介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は文書で通知する事により、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。

5. 居宅介護支援の特徴等

（1）運営方針

①サービスの質の向上の為の方策

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮しつつ、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業から、総合的かつ効率的に提供されるサービス計画の作成に努めます。

② その他

サービス計画の提供にあたっては、関係市町村、高齢者あんしんセンター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。

（2）居宅介護支援の実施概要等

- ① 要援護者（以下「利用者」）及び家族等の介護者（以下「関係者」）
- ② 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼すると、事

業者は、担当する介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」）を派遣します。その際に利用者及び関係者から、利用者の全体像を把握するために必要な、日常生活習慣や健康状態等をお聞きします。また、希望するサービスの種類や回数等をお聞きしますので、できるだけ詳しくお話しくださるようお願いします。（アセスメント調査といいます）

② アセスメント

アセスメントは、利用者の生活環境を含めた全体像を把握し、居宅サービス計画をより、具体性のあるものにするために必要な課題分析調です。

③ アセスメントツールの特徴

当事業所が使用するアセスメントツール（課題分析表）は、独自方式です。

④ 居宅サービス計画の作成

アセスメント結果をもとに、可能な限り自立した日常生活を営む上で必要なサービス種類等を勘案し、指定居宅サービス事業者と連絡・調整をおこない、利用者等の意志を確認して居宅サービス計画を作成します。

⑤ サービス担当者会議

居宅サービス計画が作成されると、各サービス提供者とケアマネジャーがサービス担当者会議をおこない、利用者の全体像及び希望するサービス内容を共有し、より望ましいサービス提供ができるよう努めます。ただし、利用者が同意しない事項は報告しません。

⑥ 居宅サービス計画

居宅サービス計画を作成すると支援事業者は、サービス利用票を利用者に、サービス提供票をサービス事業者に提出し、介護サービスが開始されます。

⑦ モニタリング

居宅サービス計画作成後は、毎月利用者と訪問等の方法で連絡を取り、サービス提供の実施状況を調査し、必要な連絡調整を行います。

⑧ 相談・苦情等

ケアマネジャーは、利用者・関係者のサービス提供に関する相談・苦情等に応じます。

6. 非常災害対策

事業所は必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の作成、研修の実施、訓練（シミュレーション）を定期的に実施します。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な処置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には加入する保険の範囲内で損害賠償を速やかに行ないます。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守する。また退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 安全管理委員

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい

環境づくりを目指します。

- (2) 利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 2. サービス内容に関する苦情

当事業所の利用者相談・苦情窓口担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情解決責任者	今井 洋子
苦情受付窓口	茂木 三佐子
ご利用時間	月～金曜日 8時30分～17時30分
電話番号	027-321-2000
FAX	027-321-2266

※公的機関においても次の機関にて苦情申し立てができます。

群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス 苦情相談窓口	
電話番号	027-290-1323
群馬県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	
電話番号	027-255-6669
高崎市役所 介護保険課 苦情相談窓口	027-321-1250

※ 苦情処理第三者委員

氏名	松本 速雄	大畠 美佐子	高橋ハツミ
----	-------	--------	-------

1 3. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人マグノリア 2000
所在地・電話番号	高崎市乗附町208番地 027-321-2000
代表者氏名	理事長 黒澤 功

定款の目的に定めた事業
(介護保険関係事業)
第1種社会福祉事業

- ・特別養護老人ホーム

第２種社会福祉事業

- ・老人デイサービス事業
- ・老人介護支援センター
- ・老人短期入所事業
- ・小規模多機能型居宅介護事業
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業

契約に際して、上記のことを確認しました。

西暦 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に
基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県高崎市乗附町208番地

名 称 社会福祉法人マグノリア2000
居宅介護支援センターさとの花

管理者 茂木 三佐子

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について 重要事項
の説明を受けました。

私の居宅サービス計画書を必要がある時は、サービス事業者、主治医に対し報
告することに同意します。

利用者

住 所

氏 名

署名代行者

住 所

氏 名